

エキップティラン会則

全日本実業団自転車競技チーム エキップティラン会則

I. 総則

1. 名称

- ① 本会の名称は、「エキップ ティラン」とする。
- ② 英語表記は「Equipe Tyran」とする。

2. 組織

- ① 本会は備後地区及びその周辺のサイクルロードレース競技者をもって組織する。

3. 目的

- ① 本会は、サイクルロードレースやツーリングを通して、会員の競技能力の向上を目的とする。

II 会員

1. 入会

- ① 本会への入会は、会員の過半数の許可を必要とする。
- ② 入会者は競技登録者としての品格を備え、且つ健康な人でなければならない。
- ③ 入会者は入会申込書及び事故等に関する誓約書を会費を添えて申し込む。
- ④ 賠償付き自転車障害保険への加入は必須で、入会の際それを証明しなければならない。
- ⑤ 未成年者は保護者の同意書を必要とする。

2. 会員の義務

- ① 会員は本会の活動に参加し、運営に協力しなければならない。
- ② 会員は所定の会費を3ヶ月以上の遅滞なく納入しなければならない。

3. 会員の欠格事項

- ① 次に該当する者は、総会の決定により除名処分を受ける。
- ② 本会会則を守れない者。
- ③ 本会の名誉を著しく汚したと認められた者。
- ④ 公道走行時の交通法規の遵守ができない者。
- ⑤ 役員が不適切と判断した者。

4. 休会

- ① 休会を希望する者は、休会届を会長へ提出しなければならない。
- ② 休会届が受理された場合、翌期分以降の前納会費は返却される。
- ③ 休会会員は総会での議決権を持たない。

5. 復会

- ① 本会への復会は、役員の許可且つ会員の過半数の許可を必要とする。
- ② 復会の場合は、速やかに所定の会費を納入しなければならない。

6. 退会

- ① 退会を希望する者は、退会届を会長あてに提出しなければならない。

7. 重複所属

- ① 会員は、2 [会員の義務] を満たす限り、他クラブチームへの重複所属が出来る。
- ② 重複所属会員は、レースエントリー時の所属名及びレース中のチームジャージ着用について拘束されない。

エキップティラン会則

Ⅲ 総会

1. 総会
 - ① 総会は本会の最高議決機関である。
 - ② 定期総会は毎年1回開催する。
 - ③ 会長は必要に応じて臨時総会を召集できる。
 - ④ 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状はこれを算入する。
 - ⑤ 総会は、役員の改選、決算並びに予算案、及び活動計画案、会則改正、その他議案を審議し承認を与える。
 - ⑥ 会員は総会議長に議案を提出できる。
 - ⑦ 各議案は、会則改定を除き、総会出席者の過半数の同意で可決される。
 - ⑧ 総会議長は、総会出席者の中より1名を選出する。
 - ⑨ 総会議長は議決権を持たない。但し、裁決が同数の場合には議長の裁量に委ねるものとする。
2. 委任状
 - ① 委任状は議長委任とし、総会前日までに会長又は議長へ提出する。

Ⅳ 役員

1. 役員
 - ① 本会の役員は次の通りとする。
会長…1名 副会長…1名 会計…1名 運営委員…若干名
2. 任務
 - ① 役員は次の任務を行う。
会長：会長は会を代表し、会務を総括する。
副会長：副会長は会長を補佐する。又会長不在時は会務を代行する。
会計：会計は、会の経理を担当する。
運営委員：運営委員は、会の庶務、活動計画の立案及び技術向上に関する事項を総括する。
3. 任期
 - ① 役員の任期は1年とする。
 - ② 任期途中の会長辞任の場合、副会長が任期満了まで会長を代行する。
 - ③ 他役員の欠員は会員の中から新たに選出する。

Ⅴ 会計

1. 会計年度
 - ① 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
2. 経費
 - ① 本会の経費は会費、寄付金、及びその他の収入をもってこれにあてる。
3. 会費
 - ① 本会の1年間の会費は、2000円とする。
 - ② 年度途中の入会者の会費も同じく2000円とする。

Ⅵ 活動

1. 練習会
 - ① 会員は会の主催する練習会に参加することが望ましい。
 - ② 非会員は会員の推薦により練習会に参加できる。

エキップティラン会則

- ③ 練習会に適さない服装、機材での参加は許可しない。
- 2. 合同練習会
 - ① 会長が承認した他クラブチームとの合同練習会は、本会の活動に準じるものとする。その他の合同練習は個人練習の範囲とする。
- 3. 記録会
 - ① 本会は記録会を随時開催することが出来る。
 - ② 会員は記録会に参加することが望ましい。
 - ③ 非会員は役員の承認によって参加できる。
- 4. レース
 - ① 会員は各種レースに積極的に参加することが望ましい。
 - ② レース中は、チームの名に恥じない行動を心掛けなければならない。
- 5. チームジャージ
 - ① 会員は、レース、合同練習会に際し、チームジャージを着用することが望ましい。
 - ② 会員は通常練習会、記録会、個人練習においてチームジャージを着用出来る。
 - ③ ホビーレースにおけるチームジャージの着用は参加可能な最上位カテゴリーのみ着用出来る。
 - ④ 会長の許可無く非会員へチームジャージを貸与販売してはならない。

Ⅶ付則

- 1. 事故対応
 - ① 本会の活動中事故発生の場合、会員は救助に努めなければならない。
 - ② 会員は事故対策を怠ってはならない。
 - ③ 事故は個人の責任において処理し、本会は責任を負わない。
- 2. マナー
 - ① 会員は最低限、以下のマナーを守らなくてはならない。
 - 1 歩行者優先
 - 2 自然保護とゴミの持ち帰り
 - 3 ヘルメット、グローブの着用
 - 4 活動計画の伝言
- 3. レース、登録費用
 - ① JCF(日本自転車競技連盟)への登録及び各レースへの参加に関わる費用は個人負担とする。
 - ② JBCF(全日本実業団自転車競技連盟)への登録料は本会より負担する。
 - ③ 遠征時等の乗合費用は、乗車自動車ごとに負担割合を設定し、運転者(所有者)の負担軽減を図る。
 - 1 台に 2, 3 名乗りの場合、運転者(所有者)は同乗者の 3 / 4 とする。
 - 1 台に 4, 5 名乗りの場合、運転者(所有者)は同乗者の 2 / 3 とする。
- 4. 報奨金制度
 - ① 登録レースにおける上位入賞者対し、以下の報奨金を贈与する。
優勝…エントリー費の全額 2、3 位…エントリー費の半額 4～6 位…1000円
 - ② 年間保有ポイント数の最上位者の次年度JCF登録費用を全額補助する。
 - ③ UCIワールドチーム、プロコンチネンタルチーム又は国内プロチームへの移籍が決定した選手に対し、祝金を贈与する。
金額は総会により決定する
 - ④ 報奨金制度は予算がなくなり次第終了する

エキップティラン会則

5. ホームページの運営

- ① エキップティランにおける活動報告、会員同士の連絡、新会員の募集などを目的としたホームページを開設、運営する。
URL: <http://equipetyran.minibird.jp/>
- ② ホームページの管理は主管理人、副管理人からなる複数名の会員によるものとする。

上記会則は、2016年8月12日制定